

寄稿論文

『経済学批判要綱』とフランス革命

内 田 弘

本稿の主題

本稿は、マルクス『経済学批判要綱』とフランス革命との関係を解明するものである。フランス革命は1789年から始まり1799年のナポレオンのクーデタで終わるのではなく、さらに彼の退場（1814年）まで持続する。本稿は、その「第一次市民革命（1789—1814年）」から「第二次市民革命（1848—1851年）」までの過程に対するマルクスの時論をあとづけ、ナポレオンが建設した官僚制国家がフランス原蓄国家に他ならないことを明らかにする。原蓄国家は産業革命を起動させ、産業革命から生まれた産業労働者がフランスの市民社会の成員となる「第二次市民革命」を引き起こす。そのさい、フランス市民社会の構成原理は1789年の「人権宣言」の「自由・平等・所有」から1848年の「自由・平等・友愛」に変更され、「所有」は「労働」とともにフランス市民社会の「根底」＝基本関係となる。マルクスはその「自由と平等」および「所有と労働」の意味を『経済学批判要綱』領有法則転回論で論じた。

〔1〕 原蓄体制の構築過程としてのフランス近代史

マルクスはフランス第二次市民革命である1848年の「二月革命」の時事論文『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』で、ナポレオン・ボ

ナポルト (Napoléon Bonaparte 1769—1821年) が実行した事柄について、つぎのように指摘している。そのさい、マルクスは1789年の市民革命を「第一次フランス革命」とよび、1848年の二月革命は「第二次革命」であると考えていることを示唆している。

「絶対王政[1789年以前]、つぎに第一次革命(die erste Revolution) [1789—1799年]、そしてナポレオン時代 [1799—1814年]、この三つの時代にあつて、官僚制はブルジョアジーの階級支配を準備する手段に過ぎなかった。つづく復古王政時代[1815—1830年]、ルイ・フィリップ時代 [1830—1848年]、それから議会共和制の時代 [1848—1851年] にあつても、官僚は、自分ではどんなに独自の権力であろうと努力したとしても、支配階級の道具であつた」¹⁾。

つまり、フランス政治史における「絶対王政→第一次革命（第一次共和政）→ナポレオン時代→王政復古時代→ルイ・フィリップ時代→議会（第二次）共和政」という政体の変化にもかかわらず、それらを貫くものは「ブルジョアジーの階級支配のための官僚制の構築」である。それでは一貫していたのである。マルクスはナポレオンが発展させた官僚制を詳細に分析している。

「巨大な官僚・軍事組織をもち、多くの層に分かれた精巧な国家機構をもつ執行権力、50万人の軍隊に並ぶさらに50万人の官僚軍、網の目のようにフランス社会の肉体に絡みつきすべての毛穴を塞いでいるこの恐ろしい寄生体。それは、絶対王政の時代に封建制の解体にともなつて発生し、封建制の解体を助長した。地主と都市の領主的諸特権はことごとく国家権力に付属する権能に成り変わり、封建的な高位大官は有給の役人と代わり、争う諸々の中世的絶対権力

1) MEGA (1985, p. 179), 訳マルクス (1962, p. 193)。[] は引用者補足。以下同じ。

の雑然とした見本帳は、仕事が工場式に分割・集中されている国家権力の整然とした設計図に変わった」²⁾。

絶対王政は、封建制の解体過程に成立する、資本主義への過渡形態である。なによりも官僚制執行権力・軍事組織が登場する。当初は国王のもとで公私未分化の状態であったが、ブルジョアジーの分化要求によって資本主義を準備する原蓄国家に変容する。その政治的画期が第一次市民革命である。マルクスは統治権力の連続的發展過程を確認する。

「第一次フランス革命 (die erste Französische Revolution) [*sic*] は国民のブルジョア的統一をつくりだすために地方・領地・都市・州の分立権力を打ち砕く任務をもっていたが、第一次革命は絶対王政が着手したことを、すなわち、統治権力の集中と同時にその包括範囲と付属物と下部機構をさらに発展させることが避けられなかった。つぎにナポレオンが現れて、この国家機構を完成した。正統王政と七月王政とがこれに付け加えたものといえば、[国家機構における] 分業を増大させたことだけであった。この分業の拡大は、市民社会内部の分業が新しい利害集団を作り出すにつれて、国家行政のための新しい材料を作り出すにつれて、拡大していったのである。村の橋・校舎・公有財産からフランスの鉄道・国有財産・国立大学にいたるまで、およそ共通の利害はたちまち社会から切り離されて、より高い一般的な利害として社会に対立させられ、社会成員の自主活動の範囲からはずされて、政府の活動の対象とされた。……すべての革命はこの装置を打ち砕くどころか完成させたのである」³⁾。

この過程で実現したのは、国内市場の形成にとって障害となる旧体制の分立権力の打破、原蓄国家の完成と市民社会からの徹底した分離＝自

2) MEGA (1985, p. 178), 訳マルクス (1962, p. 192-193)。

3) MEGA (1985, p. 178-179), 訳マルクス (1962, p. 193)。

立である。ブルジョアジーの利害は自立した国家権力を通じても実現してゆく。ここにフランスのエタティズムの起源がある。マルクスは「つぎにナポレオンが現れて、この国家機構を完成した」と指摘する。原蓄国家構築のいう使命で、第一次革命（1789—1799年）はナポレオン独裁に連続する。ナポレオン・ボナパルトは、イギリスに後れをとるフランスの資本主義的発展＝開発（capitalist development）を目的とする軍事独裁を実行する。「開発」＝「文明化」に適合する生産様式は資本主義的様式である。その意味でナポレオンの軍事独裁は「資本主義的開発をめざす独裁」＝「開発独裁（developmental dictatorship）」であった。おおよそ資本主義的生産様式を構築するさいの原蓄国家は軍事独裁体制である。ナポレオン独裁の使命も資本主義を推進する原蓄国家の建設である。開発独裁は、第二次世界大戦以後に欧米日の旧宗主国から独立した国々のみが取る政治経済学的体制ではない。「開発独裁」という用語そのものは、それら旧宗主国がそこから独立した旧植民地の国々を開発主義戦略で再包摂しようとする目的をもって、「軍事独裁」は撤廃すべき体制であると批判しつつ、当地に開発主体として介入するための国際政治経済学用語である。その批判に対しては、それでは旧宗主国＝先進国は過去でも現在と同じ状態の先進文明国であったか、と問えばよい。無論、違う。開発途上国＝新興国であった。そのとき軍事独裁は存在せず、平和で民主主義的な体制であったか。無論、違う。軍事独裁体制であった。クロムウェル独裁が然り、ナポレオン独裁も然りである。

フランス革命は、ふつう1789年のバスチューユ襲撃から1799年のナポレオンのクーデタまでと了解されている。ナポレオンの軍事独裁は、フランス第一次共和政とは異質な体制であるから、フランス第一次共和政の共和主義と断絶しているという理由からである。しかし、不思議なことに、そのような理由をもって断絶説を主張する者は、フランス革命はナポレオンのクーデタで終焉すると主張しつつ、同時に、所有権の絶対

性(544条)や契約の自由(1134条)などの規定を含むナポレオン民法典(Code Napoléon 1804年)がフランス革命の成果のひとつであると肯定的に評価する。その肯定的な評価では、フランス第一次革命はナポレオンの軍事独裁へと持続＝継承することになる。彼らは断絶説と同時に連続説を主張する自己矛盾に気づいていない。ナポレオンの軍事独裁は、戒厳状態では文民の権威が軍司令官に引き渡されると規定した1791年の法律などによって根柢づけられた独裁＝「立憲独裁 (constitutional dictatorship)」⁴⁾であろう。岡本明はいう。

「フランス革命によって何が変わったかを問うには、ナポレオン支配期までを射程にいれなければならない。……絶対王政末期に生じていた変化に歴史的な意味を与えることができるのも、政治情勢が一段落するこのナポレオン期である」⁵⁾。

15年の統治期間でナポレオンは何を達成したか。高村忠成が整理した要点をあげれば、①社会的融和、②政治体制の安定、③宗教政策、④民法典の編纂、⑤行政官僚機構の整備、⑥教育の充実、⑦経済発展、⑧公共事業の振興、⑨文化・学術の尊重、⑩文化遺産の構築、である⁶⁾。まず、「⑦経済発展」とは資本主義的生産様式の発展である。その発展のために、①から⑥までの方策で社会的政治的宗教的安定をはかる。岡本のいう「政治情勢の一段落」は高村のいう「社会的政治的宗教的安定」に対応する。その安定ための基盤を⑧の公共事業振興で整備し、あわせて⑨と⑩の文化政策(旧来の民衆文化に代わる国民文化の形成)を遂行する。人はパンのみに生きない、美にも生きるのである。

このように、ナポレオンはフランス資本主義の発展のための総合的な原蓄政策体系を構築した。ナポレオンの独裁ののちの王政復古、七月革

4) ロシター (2006, p. 134-135)。

5) 岡本 (1992, p. 352)。

6) 高村 (2008, p. 42-74)。

命，二月革命＝第二共和制，ルイ・ナポレオンの独裁，第三共和制へと
いう歴史過程でも，フランス資本主義の基礎づくり＝原蓄体制は展開す
る。マルクスは，資本主義的開発のために軍事独裁を英仏でそれぞれ遂
行した《クロムウェルとナポレオン》を対比する。

「クロムウェルは，長期議會を解散したとき，ただ一人で議會のま
んなかに入ってゆき，議會が彼の決めた時限を一分でも超えて生き
延びないようにと，自分の時計を取り出し，議員ひとりひとり，愉
快なユーモアたっぷりの悪口をいいながら追っ払った。ナポレオン
は，この手本より小粒であったが，ブリュメール18日〔1799年11月
9日〕には，少なくとも立法機関にはいってゆき，口ごもりながら
も，この機関にむかってその死刑判決を読み上げた」⁷⁾。

マルクスは，《神の名において，出てゆけ》といい議會解散＝独裁体
制を宣言するさいのクロムウェルの図太さと口ごもるナポレオンの小心
さの相違を，イギリス資本主義の力強い先駆性とフランス資本主義の未
成熟な後進性との暗喩につかう。しかし，二人とも中産者を中心に軍隊
を組織して果敢に戦わせた⁸⁾。二人とも開発独裁者として同じ使命，す
なわち軍事官僚制原蓄国家を構築したのである。「ナポレオンは，1789
年に新しくつくられた農民階級の利害と空想とを完全に代表していた唯
一の人間であった。農民は彼の名前を共和国の表正面に書き記すこと
によって，国外にむかって戦争を宣言し，国内に対しては彼らの階級の利
益を貫徹することを声明した。ナポレオン，それは農民にとっては人間
ではなく綱領であった」⁹⁾とマルクスはみる。

平田清明は，フランス革命とナポレオンの関連について，つぎのよう
に見ている。

7) MEGA (1985, p. 172-173), 訳マルクス (1962, p. 187)。

8) ヒル (2003, p. 83), 福井 (2001, p. 277)。

9) MEGA (1977, p. 149), 訳マルクス (1961, p. 41)。

「[ルフェーヴルからソブールにいたる] ソルボンヌの革命史家は、ナポレオンのブリュメール18日 [1799年] をもって、フランス革命の終わりとみなす。……しかし彼らがレピュブリカン (共和主義) を選び取った時、そのときすでに、一定の抽象が革命史にくわえられているのである。ルフェーヴルがああ論稿 [『世界史におけるフランス革命の位置』] を世に問うたのは、暗雲低迷する [19] 30年代、歴史のファシズム的反動を批判するためであった」¹⁰⁾。

平田清明は、フランス史学者たちが1930年代の現実に対する危機意識から「事実の諸連関のなかにはられた世界的諸価値を普遍的な論理に高めてきた」背景を指摘する。その背景は、イタリア・ファシズムに対峙するアントニオ・グラムシが「ボナパルティズムをカエサル主義の一変種として扱うことによって、広い展望のなかでボナパルティズムの諸相を明らかにし、連合政権からファシズムまでに至る射程を獲得している」¹¹⁾ことに呼応している。《初期イタリア・ファシストの「共和政宣言」からムッソリーニ独裁体制へ》、《ワイマール共和政からヒトラー独裁体制へ》という危機状況に対峙する歴史家が断絶説を創出したのである。その創出に対応して、《大正デモクラシーから昭和前期ファシズムへ》という危機状況に対応する歴史哲学が日本にあったのだろうか。あったとすれば、誰の如何なる著作なのか (筆者は、その代表は三木清の『歴史哲学』・『構想力の論理』であろうと考える)。このような問題意識をもたずに、アクチュアルな歴史哲学的問題意識から抽象された普遍的価値を、あたかも歴史事実の経過そのものであるかのように取り違える、日本の「ヨーロッパ史学の受け売り」を平田は批判する。現行フランス1958年憲法が前文で、1789年の「人権宣言」によって規定され、それ以

10) 平田 (1969, p. 32)。傍点強調は引用者。

11) 西川 (1977, p. 34)。

後の確認・補完にもとづく原理「自由・平等・友愛」を共通理念とする
と宣言する、と記すときにも、おそらく第二次世界大戦後の冷戦体制に
おいてフランス共和国が目指すべき将来像によって、平田のいう「一定
の抽象が革命史に加えられている」のであろう。その抽象とは「自由・
平等・友愛」の原理を1789年の「人権宣言」以来の社会構成＝憲法原理
(*principle of social constitution*) であるとする歴史哲学的再構成である。
いうまでもなく、「自由 (*liberté*)・平等 (*égalité*)・友愛 (*fraternité*)」
は、歴史的事実としては、1789年の「人権宣言」ではなくて、フランス
1848年共和政憲法で初めて公認された原理である。ここで社会構成＝憲
法原理が根本的に変化するのである。段階的画期がある。マルクスが
1789年からのフランス革命を「第一次革命」とよんでいることを参考に
すれば、1789年からの革命は「第一次市民革命」であり、1848年の革命
は「第二次市民革命」であるといえよう。1789年からのフランス革命は
ナポレオン独裁に連続するのであるから、「フランス第一次市民革命」
は1789年から1814年までであると再定義すべきである。ほぼ34年後の
1848年からの「第二次市民革命」で、「自由・平等・友愛」の原理が登
場したのである。「人権宣言」が掲げる原理は「自由 (*liberté*)・平等
(*égalité*)・所有 (*propriété*)」である。であるのに、あたかも1789年
の「人権宣言」が歴史上の事実として「自由・平等・友愛」を掲げてい
たと誤認する者が結構いるのも、歴史哲学的抽象によって将来を創造し
ようとする使命を、歴史学とは無関係な事柄とする素朴実証主義的な
「取り違い」によるのである。

平田清明がパリに行って驚いたのは、フランスの「ひとの心のなかで
は彼ナポレオンにおいてフランス革命を総括するような思考が、圧倒的
なようだ」と思わせるほど、「ナポレオンはどこにもいる」といえるほ
ど、ナポレオンがパリのいたるところで記念されていることである¹²⁾。
民衆のナポレオン熱は錯誤ではない。彼らは、1789年からのフランス革

命はナポレオンに連続し彼によって総括されたこと、すなわち、原蓄国家の構築によるフランス資本主義の形成という歴史事実の経過を基本的に正確に記憶しているのである。民衆の歴史事実の記憶と歴史家が歴史事実から引き出す普遍的価値との緊張関係は、歴史の課題が変化するとき再編される。現代世界資本主義におけるいわゆる「開発独裁」の国々の歴史的系譜を欧米日の近代史にまで遡及し、「先進国—後進国」あるいは「中心—周辺部」という第二次世界大戦後のバイアスが相対化されつつある現実を直視し、ポスト冷戦的歴史哲学の視座を確保しようとする筆者の観点からは、1789年の革命からナポレオンの独裁までの過程は、現存する「開発独裁国」と基本構造および使命＝規定性で同種である。

〔2〕 フランス産業革命の結果としての二月革命

マルクスは1848年の二月革命に関して『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』の他にもう一つの時論『フランスにおける階級闘争』を書いている。『フランスにおける階級闘争』の初出は『新ライン新聞政治経済評論』（1850年1月・2月・3月・5月～10月）である。マルクスはそこで1848年の二月革命とその推移を上記の時論に記述した。彼は1848年の二月革命のスローガン「自由・平等・友愛」を引く。

「[1848年2月25日午後2時前] パリのすべての壁には、あの歴史的な巨大な言葉が輝いていた。フランス共和国！ 自由，平等，友愛！（*République française! Liberté, Égalité, Fraternité!*）」¹³⁾。

マルクスは沈着である。「自由・平等・友愛」を「歴史的な巨大な言葉」とほめたたえつつも、その後の事態の推移に眼を凝らす。すなわち、1848年2月25日 共和政の宣言。

12) 平田 (1969, p. 30)。

13) MEGA (1977, p. 124), 訳マルクス (1961, p. 15)。

- 2月27日 国営仕事場の設立の公布。
- 2月28日 労働問題調査委員会（リュクサンブール委員会）の設置。
- 3月2日 十時間労働日の布告。
- 3月5日 普通選挙制の布告，憲法制定国民議会の開会。
- 5月10日 執行委員会による各省大臣の任命（陸軍大臣カルヴェニャック）。
- 5月15日 労働者の武装デモが国民議会の解散を要求し，民営軍に鎮圧される。
- 6月21日 国営仕事場の廃止。
- 6月23日～27日 労働者の武装反乱が始まる（「六月事変」），憲法議会が戒厳令を出し，陸相カルヴェニャックに全執行権を付与，労働者反乱が鎮圧される。
- 6月28日 カルヴェニャック，行政長官に就任し執行委員会を解散し新内閣を組閣，国営仕事場を廃止し，言論結社を弾圧する。
- 9月4日～10月23日 憲法編纂。
- 11月4日 第二共和政憲法の制定。
- 11月12日 同憲法の公布。

このような二月革命の経緯のなか，「六月事変」以後，「友愛」は対立する勢力との妥協を示す象徴になった，とマルクスはみる。

「パリのプロレタリアートが，自己の利益を社会そのものの革命的利益として貫徹せずに，自己の利益をブルジョア的[・]利益と並んで貫徹しようと努めたこと，彼らが三色旗にゆずって赤旗をひきおろしたことほど分かりやすいことはない。……この空想上の階級関係の廃止に相応していた常套文句が友愛（*fraternité*），つまり普遍的な親睦と同胞愛（*Brüderschaft*）であった」¹⁴⁾。

マルクスは，二月革命はプロレタリアートとブルジョアジーとの妥協

に帰着したとみる。その妥協は、フランス第二共和政憲法（1848年11月4日制定）の前文Ⅳに表現されている。前文は、「自由・平等・友愛」を原理とし「家族・所有・労働・公序」を根底とする、という。この前文で1789年の「人権宣言」のいう市民社会の原理「自由・平等・所有」のうち、「所有」が「友愛」と入れ替わり、「所有」は「労働」と同格のフランス市民社会を構成する根底になった。いいかえれば、ブルジョアジーの「財産＝所有」はプロレタリアートの「労働」と法的には対等になったのである。その対等関係によって「ブルジョアジーの支配は共和政の実施と同時に廃止されたものと考えられていた」¹⁴⁾と指摘する。そのため、所有者と同格となった「プロレタリアートは自己の利益を、社会そのものの革命的利益として貫徹しようとせず、ブルジョア的利益と並んで貫徹しようと努めた」。プロレタリアートの妥協である。フランスの産業プロレタリアートが政治的指導権を握れるほどの力量をつけていないためである。未発達の原因はなにか。

「産業プロレタリアートの発達は、一般に産業ブルジョアジーの発達によって制約されている。産業ブルジョアジーの支配のもとで初めて、産業プロレタリアートは自己の革命を国民的革命へと高めることができる広大な国民的存在となり、そのまま自己の革命的手段となる近代的生産手段を初めて自らつくりだす」¹⁵⁾。

フランス第一次市民革命の使命は、フランス資本主義の基礎を構築する政治的枠組＝原蓄国家を創ることにある。その後の政治体制も原蓄（本源的蓄積）国家を体系的に構築するという目的では一貫する。その目的はまずナポレオンの軍事独裁に継承される。原蓄国家の枠組で原蓄の最終過程で産業革命＝機械制大工業（相対的剰余価値の生産体系）の

14) MEGA (1977, p. 127-128), 訳マルクス (1961, p. 18)。

15) MEGA (1977, p. 128), 訳マルクス (1961, p. 18)。

16) MEGA (1977, p. 127), 訳マルクス (1961, p. 17)。

創設がすすむ。産業革命は、マニファクチュア段階とはちがい、すぐれて技術革新的な最終原蓄過程である。産業革命から産業プロレタリアートが生成してくる。そこから彼らは「近代的生産手段」の実質的な担い手として登場し、普遍的利益を実現する力を獲得する。服部春彦はフランス産業革命が始動する時期について、つぎのように判断する。

「フランス産業革命の開始点は、フランス革命によって産業革命遂行のための基本的前提条件たる国内における《産業の自由》と外国貿易における《保護関税制度》とが確立されたのち、こうした社会的条件下においてフランス工業の急速な量的質的發展が開始された1800年頃に措定される」¹⁷⁾。

産業革命開始時期が1800年であることに注目したい。ナポレオンのクーデタは1799年11月9日である。その直後にフランス産業革命が始まる。ナポレオンはクーデタの直後「共和国第八年憲法」の布告で「所有権」を「基本的人権の首位」におき第一統領に就任し統領政府を発足させ、1800年にはフランス銀行を設立し地方行政を集権化するなどして、産業革命のための政策を展開する。服部はフランス産業革命の完成期について指摘する。

「1845—50年を境に繊維産業の發展が緩和化されるとともに、主導部門の地位は鉄道業に移り、1850—70年に時期には鉄道業およびこれと直結する石炭・製鉄・機械工業の發展が推進力となって、繊維工業を含む諸他の工業諸部門の一層の發展と産業革命の完成とがもたらされた」¹⁸⁾。

このように服部はフランス産業革命の時期を「1800年—1870年」の期間に設定している。この間、後進国フランスは先進国イギリスから綿工

17) 服部 (1968, p. 44)。

18) 服部 (1968, p. 54)。

業・鉄道業・製鉄業などの産業技術を導入している。さらに人と物の輸送網である鉄道業に対応して、電信電話の技術を導入して情報網を内外に張り巡らす。フランス産業革命と同様にイギリス産業革命の始点も綿工業である。しかも、イギリス綿業の起源はインド綿製品の輸入＝普及にある。

総じて資本主義発展の基本要因は「技術・資金・労働力・土地」の四つである。世界的存在であろうとする資本主義は、投資効率を高めるために、まず高収益圏 (highly profitable sphere) を人為的に創設し世界的発展の拠点を創る。これが国民国家＝国民経済であり、その始動が原蓄国家構築である。資本主義発展とともに、これらの要因に過不足が生まれ、国境を超えてそれらを移動する。「技術・資金・労働力」の国際移動、さらには戦争による国境の変更や植民地支配による「土地」の所有主体の国際移動も、資本主義の「世界性」と資本の運動が依拠する現実的諸条件の「国民性」との二重性から発生する。資本主義的生産様式を確立する要因が「技術」に到達し、マニファクチュア段階で散発的に開発されてきた技術を体系化するのが、産業革命である。産業革命は富を増産する空間＝産業革命都市として実現する。富は人を引き付ける。マルクスの同時代人、トクヴィル (Alexis de Tocqueville 1805-59年) は『フランス二月革命の日々』で、フランス産業革命を「労働力の農村から都市への移動」と「民主主義の発達」の側面でみている。

「産業革命は、30年このかた、パリをフランスで第一の工業都市にした。労働者というまったく新しい民衆をパリの市壁の内部に引きつけた。加えて、城壁建設の工事があった。当面仕事のない農民がパリに集まってきた。これらの民衆は政府の刺激のもとで、次第に物質的な享楽への熱望に駆り立てられるようになった。妬みに由来する民主主義的な不満がいつのまにかこれらの民衆に浸透していった。経済理論や政治理論がその民衆へ浸透し突破口をみつけ影響し

はじめた。人々の貧しさは神の摂理によるものではない、法律によってつくられたものである、しかも貧困は社会の基礎を変えれば、なくすことができる、と民衆を説得しようとしていた。しかもそれらの理論は、統治階級、特に先頭に立つ人びとは異なる考えに立っていた。この異なる考えは非常に広まり根強くなった。その考えがあまりにも根強いために、自分たちの打倒されそうな権力を維持すれば最も利益があるような人びとは、あえて抵抗しようとはしなかった」¹⁹⁾。

トクヴィルはこの文章を1850年に執筆しているから、上記の「30年このかた」は1820年以来との意味である。彼は「労働力の移動と民主主義の発達」が高揚してきたころのフランス産業革命をみている。1820年ごろから進行する産業革命がフランス産業プロレタリアートを主体として登場させる。農民がパリへ仕事をもとめて押し寄せてくる。これはイギリス産業革命が第二次エンクロージャーを引き起こしたのに対応している。「改革開放」以後の現代中国でみれば「農民工」がそれらに対応する。政府に物質的な享楽を熱望するように駆り立てられた民衆は、《富をおれたちにもよこせ》と要求するようになる。それに対応して《きみたち民衆はなぜ貧しいか》と経済学者・政治学者が説明し始める。《きみたちの貧困は神が決定したものではない、現存する制度がきみたちを飢えさせているのだ》と指摘する。これはフランスにも勃興しつつある民主主義の生成の母体であり、二月革命の発生原因である。

産業革命は短期的一回性の事象ではない。産業革命は資本主義的技術革新が本格的に始動する事象である。その始動が資本主義的成長軌道を切り開く。第二次、第三次の産業革命といわれる事象は、始動した産業革命以後に持続する資本主義的技術革新におけるそれぞれの画期である。

19) トクヴィル (1988, p. 110)。

その結果が現代的水準の生産諸力である。したがって、産業革命以後の経済成長が産業革命という始動時期と比較して加速度的に高くなるのは、始動した産業革命が生み出す結果である。この因果関係を逆転して、現代のGDPを基準にして、産業革命期のGDPと比較しその成長率の低さを強調するのは、原因と結果との順序を（意図的に）取り換えた主張である。いわゆる「工業化論 (industrialization)」は、そのような手法で資本主義的技術革新の始動形態である産業革命を過小評価しあるいは否定し、あわせて産業革命から発生する社会諸問題（失業・貧困・疾病・スラム街など）を無関係のものとして切り離す。その手法は、第二次世界大戦後の植民地状態から独立した国の政治経済体制を克服すべき否定的な意味を込めて「開発独裁 (developmental dictatorship)」とよび、旧宗主国が失地（植民地喪失）を挽回しようとする戦略に立つ。現代の開発独裁と同質の体制は先進諸国の初期の段階に観察できる。先進諸国の初期の段階でも資本主義的生産様式を構築するために軍事的独裁体制がとられたのである。産業革命の存在を否定する「工業化論」は、先進国の初期における「開発独裁」を隠蔽し、現代の「開発独裁」のみを問題にする。minorityを一つのキーワードをする「第三次市民革命」²⁰⁾は、そのようなバイアスを打破してゆくであろう。

〔3〕 民主主義および普通選挙制の両義性

マルクスの同時代は「産業革命と第二次市民革命の時代」である。産業革命を母胎にして産業プロレタリアートを中心とする直接生産者の力量は徐々に発達してくる。マルクスはすでに二月革命の前年（1847年）に刊行した『哲学の貧困』で、フランスの刑法典が労働者の団結を禁止しているのは、産業がまだ発展していない1789年の憲法制定議会やナポ

20) つぎの「〔3〕 民主主義および普通選挙制の両義性」で詳述。

レオンの帝政の時代の証左であり、産業が最高発展段階に達しているイギリスではすでに22年前の1825年に団結禁止法が撤廃されているし、イギリスのあとを追うフランスでも労働者が団結禁止の拘束から解放されるであろうと予見する。ただし、フランスで労働組合の結社の自由が正式に承認されるのは1884年である。労働組合の結社を禁止した「ル・シャプリエ法」が成立した1791年から93年後のことである。

労働者は第一次市民革命から第二次市民革命までの過程で、ブルジョアと同伴しつつ、フランスの政治体制の体質を、王政から共和政へ、共和主義的諸制度から社会的諸制度へ、と変化させてきた。その成果が第二共和国憲法の特徴としての「社会権」規定である。

「労働者は七月革命[1830年]のときに、ブルジョア王政を闘い取ったように、二月革命[1848年]のときは、ブルジョア共和政を闘い取った。七月王政[1830-1848年]が共和主義的な諸制度に取りまかれた王政であると名乗らざるをえなかったように、二月共和政[1848-1851年]は、社会的な諸制度に取りまかれた共和政である、とみずから宣言することを強いられた」²¹⁾。

1848年3月5日普通選挙制が布告された。マルクスは第二共和政憲法の成立以前に承認された普通選挙制について、フランス第一次市民革命に関する幻影を打破したと指摘する。

「5月4日には、直接普通選挙によって成立した国民議会が召集された。普通選挙権は、旧式な共和主義者が信じていたような魔力はもっていなかった。彼らは、全フランス、少なくともフランス人の大多数を、同一の利害、同一の見解などをもった市民(Citoyens)とみていた。…それ[普通選挙権]は階級闘争を束縛から解放し、市民社会の様々な中間層に彼らの幻想と幻滅を迅速に体験させ、搾

21) MEGA (1977, p. 125)。傍点強調は原文。訳マルクス (1961, p. 15-16)。

取階級の全分派を一挙に国政の高みに押し上げ、そうして彼らからそのまやかしの仮面をはぎとったのである」²²⁾。

第一次市民革命は「市民＝男性ブルジョアのみ」のための革命である。その市民社会からは女や無産者などの「受動的市民」が排除されていたのに、フランスの大多数が市民＝ブルジョアであり「同一の利害・見解」を共有しているという想定にたっていた。1848年の普通選挙制はブルジョアのその幻想を打破し、彼らが幻滅を味わう機会を提供する。マルクスは、第二共和政憲法における普通選挙権が「異なる政治勢力の力の均衡」を生みだすとみて、つぎのように指摘する。

「この〔三色旗〕憲法の総括的な矛盾は次の点にある。すなわち、憲法は、憲法がその社会的奴隷状態を永久化するつもりで諸階級に、つまりプロレタリアート・農民・小ブルジョアに、普通選挙権を与えて、政治的権力をもたせていることである。またこの憲法は、その旧来の社会的権力が認可されていた階級、つまりブルジョアジーからは、その権力の政治的保障を奪っている。この憲法は、ブルジョアジーの政治的支配を、民主主義的な諸条件のなかに押し込めているが、その民主主義的な条件は、いつでも、敵階級を勝利に導き、ブルジョア社会の基礎そのものを脅かすものになっている」²³⁾。

いまや直接生産者（産業プロレタリアート・農民・小ブルジョア）は財産所有者（ブルジョアジー）と法的には対等になり「政治的権力」を掌握できるポジションに立った。その分、財産所有者は「旧来の社会的権力」の政治的保障、すなわち、上からの一方的な支配権を失った。第二共和政憲法（1848年11月4日制定）は、もはや財産所有者に政治的支配を無条件に認めない。彼らにも、憲法の民主主義的諸規定を踏まえる

22) MEGA (1977, p. 135), 訳マルクス (1961, p. 26-27)。

23) MEGA (1977, p. 148), 訳マルクス (1961, p. 40)。

ことを条件に、政治的支配を承認するようになった。逆から見れば、同じ民主主義的諸規定を遵守する限り、無産者（産業プロレタリアート）たちも、財産所有者の支配を停止し、フランス市民社会の基礎そのものを変更することができる法的権利を獲得したのである。

産業革命は産業プロレタリアートを生みだし、彼らは彼ら自身を法的にブルジョアと平等な同市民として認知させる。その画期が1848年の二月革命である。第一次市民革命が生み出した市民社会はブルジョア社会であったが、第二次市民革命では財産所有者と直接生産者が法的に対等で平等な政治的枠組、つまり民主主義という政治枠組で共存する。財産所有者のみの市民社会（ブルジョア社会）から、財産所有者および直接生産者（広義の労働者）からなる市民社会、「所有者と労働者」が法的に対等な民主主義社会になったのである。

「二月共和政はほんとうにブルジョア共和政以外のものではなかったし、またそうでしかありえなかったこと、しかし、臨時政府はプロレタリアートの直接の圧力の下でやむをえず二月共和政を、社会的諸制度をもつ共和政（*eine Republik mit sozialen Institutionen*），と宣言した」²⁴⁾。

1848年2月の「二月共和政」はブルジョア共和政であったけれども、その内部に「社会的諸制度をもつ共和政」であることを宣言した。この「社会的諸制度をもつ共和政」の宣言は、1848年11月に布告される第二共和政憲法の特徴としての「社会権」を二月革命の段階で確保したものである。トクヴィルは『フランス二月革命の日々』で二月革命における共和主義者の譲歩を記している。

「共和主義者の名をいただいた多くの者は、共和政と一緒にわれわれを確実に亡ぼしてしまうでしょう。共和主義者の名に値する者は

24) MEGA (1977, p. 136), 訳マルクス (1961, p. 15-16)。

議会で100人もいないからです。われわれは共和政を全く愛することのない党派と一緒にあって、共和政を救い出す仕事に取りかかったのです。そこでわれわれは譲歩に依存する他に、統治していくことができないのです」²⁵⁾。

労働者はブルジョアジーに随伴して自己の地位を構築してきた。その過程をブルジョアジーからみれば「共和政維持のための譲歩」となる。これまでの過程で労働者は所有者に従い協力しつつ、特に産業革命という変動激しい歴史過程で生存権を脅かされる労働者の生存権を保障する「社会権」を承認させ、社会権を制度化した市民社会に転換してゆく。労働者は市民社会に生存できる橋頭堡を築いたのである。このような推移をみながら、マルクスは、短期中期的には、所有者と労働者は政治支配の争奪戦を繰り返すだろう。しかし長期的には、労働者が多数派を維持し続ける状態に収斂してゆくだろう、と展望していたと思われる。第一次市民革命以後は所有者が支配権をにぎる市民社会、第二次市民革命以後は所有者と労働者が対等に争う市民社会、やがて、そのあとの第三次市民革命以後は労働者が支配権を掌握しつづける市民社会——このような展望をいっていたであろう。その展望のための経済学理論が『経済学批判要綱』における領有法則転回論である²⁶⁾。

民主主義は所有者にも労働者にも形式的に平等な普通選挙権を与える。どちらが多数派になるか、それをめぐるヘゲモニー闘争の場、それが第二次市民革命以後の市民社会における政治である。民主主義的普通選挙制のこの二面性・両義性は、ブルジョア経済の基礎＝交換関係そのものに潜んでいる。民主主義におけるヘゲモニー闘争は、経済学的には、剰余労働が所有者の財産として蓄積されてゆくか、それとも所有者の財産

25) トクヴィル (1988, p. 375)。

26) 本稿 [4] 参照。

は剰余労働が生んだものとして労働に還元され、労働者の個体的＝社会的所有のファンドに逆転回してゆくのか、をめぐる長期の闘争である。マルクス同時代の二月革命レフォルム派も「所有権は労働権の結果にすぎない。……所有と労働との間には、憎悪でなくて同一性が存在する」²⁷⁾と主張していた。「労働と所有の同一性」はマルクス独自の用語というより、マルクス同時代の用語である。用語「民主主義」は、産業革命から生成する第二次市民革命までは、むしろ貴族主義的なイデオログが愚昧な民衆政治というニュアンスで用いてきた。しかし、民主主義は産業革命と共に新たな意味を担って発達する。democracyはdemos+cratos, すなわち、「人民が支配する政体」である。それを実現しようとする運動が二月革命である。有産者が第一次市民革命で創った政治枠組に無産者が参入してきて、その枠組みを再定義しようとする。有産者と無産者との間で、人民(demos, people)とは誰のことか、彼らは何を目標に、何を規範に、如何なる制度を創り出すか、現実に誰が制度運用の権限(権力)を掌握し運用するか、が争点となる。第一次市民革命では、「所有財産の自由・平等」が原理であった。それに対して産業革命から登場する新たな主体＝無産者は、所有財産の乱用から自己の生存を守る生存権を保障する「社会権」を主張する。この主張を切り返すために有産者は、民主主義を「所有財産の自由のための民主主義」と再規定し、民主主義をエリート指導型民主主義に転換しようとする。まず、財産所有者＝名望家の支配である。さらには、財産所有者の利害のために動く者なら、むしろ民衆出身者が民衆を代表しているかのようにみえるから、もっとふさわしい。このように、民主主義の枠内でヘゲモニー闘争は持続する。したがって、代議制民主主義についても「合衆国とヨーロッパでは、自分たちの代表を選出する権利をもつ《人民》の社会

27) 小田中(1995, p. 317)。

構成と包括性という基本問題はまだ解決されておらず、ずっと20世紀に入っても激しい議論をひきおこした領域であった²⁸⁾と指摘されているように、市民革命は20世紀以前に解決済みの過去の出来事ではない。

むしろ、市民革命の歴史は市民社会の成員規定を拡張しその内容を再定義する歴史である。「友愛 (fraternité)」がその再定義＝拡張の原理である。1848年憲法はその再定義の歴史の端緒である。1789年の市民革命が男性ブルジョアのみを市民社会の成員としたのに対して、1848年の二月革命は市民社会の成員に男性ブルジョアだけでなく男性労働者も入れた。市民社会の歴史は、なにをもって構成員を規定するか、なにを市民社会の主要課題とするかをめぐる抗争・妥協・合意の歴史である。フランスではやっと1945年に女性の参政権を承認された。日本と同じ年である。女性の参政権の承認をもって、gender, handicapped, minority, ecologyを基軸概念とする「第三次市民革命」が始まったと思われる²⁹⁾。20世紀から21世紀にかけて、男＝女 (gender), 健常者＝障害者 (handicapped), 植民地支配＝被支配の遺制 (minority), 人類＝自然 (ecology) を軸に市民社会を再構成する運動が顕在化している。それらの軸に共通するのは「生命の根源的同一性にねざす共生」である。これが第三次市民革命の哲学であろう。

〔4〕『経済学批判要綱』におけるフランス市民革命批判

マルクスはフランスの市民革命の歴史をあとづけながら、それを経済学批判でとらえなおす。『経済学・哲学草稿』から『ドイツ・イデオロギー』・『哲学の貧困』をへて『経済学批判要綱』までの歩みがそうである。すぐのちにみるように、そもそも『経済学批判要綱』はヘーゲル

28) ウッド (1999, p. 314)。傍点強調は引用者。

29) 内田 (2008) 参照。

『法＝権利の哲学』批判である。マルクスの「市民革命の経済学批判」の歩みは『資本論』までつづく。市民革命の経済学批判のためにもちいる理論基準は彼のベルリン時代（1840年頃）から鍛えられてきたものである。筆者はすでに、ベルリン時代のマルクスのスピノザ『神学・政治論』研究（1841年）を考察して、民主政の問題は単に政治の領域に限定されず、「市民革命の政治スローガンが自由・平等・所有であったことに対応して、経済の世界で自由で平等な所有の経済システムは貨幣関係として実現し運動している」³⁰⁾と指摘した。マルクスは『経済学批判要綱』（1857—58年）にも、この問題意識を継承している。

拙稿「『経済学批判要綱』貨幣章と資本章との区分個所」（『コメンタール《経済学批判要綱》（下）』日本評論社、1975年）で指摘したように、『要綱』のノートⅡの8ページ冒頭から12頁のほぼ中央に引かれた「横線」まで³¹⁾は、マルクス自身が8ページ冒頭につけたタイトル「資本としての貨幣に関する章」にもかかわらず、内容上「資本章」ではなく「貨幣章」に属する。Dietz版およびMEGA版の『要綱』の編集者はその問題点に気づいていない。まさにそこで、マルクスはフランス第一次市民革命の「人権宣言」から第二次市民革命に継承される市民社会の原理「自由・平等」とはなにかを経済学批判の次元に転換し論じている。さきにもたように、1789年の「人権宣言」では市民社会の原理は「自由・平等・所有」であった。それは、1848年の第二共和政憲法の「前文」では「自由・平等・友愛」を原理とし「家族・所有・労働・公序」を根底とするに変更される。マルクスはその変化に注目し、「自由・平等」の思想的範疇と「所有・労働」の経済学的範疇を関連づけ考察する。彼が『要綱』で「自由・平等」と「所有・労働」を論じるさい、1848年のフランス第

30) 内田（2000a, p. 309）。

31) MEGA（1976a, p. 161-173）、訳マルクス（1981, p. 273-290）。

二次市民革命を念頭においていたことは、つぎの文に示されている。

「社会主義者たち（とりわけ、社会主義がフランス革命（die französische Revolution）によって宣明された市民社会の諸理念の実現であることを証明しようとするフランスの社会主義者たち）の愚かさも、同様に明らかであり、彼らは、交換、交換価値などは、もともとは（時間的に）、あるいはそれらの概念からすれば（それらの適切な形態においては）、万人の自由と平等の制度であるのに、貨幣、資本などによって改悪されてしまったのだ、ということを論証する」³²⁾。

マルクスは「自由・平等」を法律的・政治的・社会的な次元だけで捉えず、さらに諸商品の交換関係という人間の再生産をになう実在的な土台でとらえる。

「経済的な形態すなわち交換が、あらゆる面からみて諸主体の平等（Gleichheit）を措定するとすれば、個人的でもあれば物件的（sachlich）でもある、交換を促す内容・素材は自由（Freiheit）を措定する。したがって平等と自由が、交換価値にもとづく交換で重んじられるだけでなく、諸交換価値の交換が、あらゆる平等と自由の生産的で実在的な土台である。これらの平等と自由は、純粋な理念としてはこの交換の単純に観念化された表現にすぎないし、法律的・政治的・社会的な諸関連において展開されたものとしては、この土台が他の展相（Potenz）で現われたものにすぎない」³³⁾。

上の引用文がいう「内容・素材」とは「使用価値」のことである。使用価値が①個人的な欲望を充足する場合を「個人的」といい、②他人に譲渡する物、すなわち物件（Sache）＝商品の素材的内容を担う場合を

32) MEGA (1976a, p. 171), 訳マルクス (1981, p. 286-287)。

33) MEGA (1976a, p. 168), 訳マルクス (1981, p. 280)。傍点強調は原文イタリック。

「物件的 (sachlich)」といって、区別する。交換は「等価物の交換」を前提とする。「等価交換」が「平等」の現実的経済的な形態である。等価交換＝平等を前提にして提供される諸々の商品種類、多様な選択肢こそ、「自由」の現実的経済的な形態である。交換関係を結ぶ者は相手を、自己の欲望を満たす物件＝商品を所有している限りで、存在する意味を認める。つまり、交換相手は自己の欲望を実現する手段である。それ自体固有の存在価値をもつ「他者」ではなく、手段としての「他人」である。相互に相手を手段化する関係が交換関係である。交換関係はそのような意味で「平等・自由」の場である。

「この〔交換者の間の〕関連は、一面からすれば、それ自体、相手が私の欲望そのものにとって、また私の自然的個性にたいして無関心だということにすぎないし、したがって彼の私との平等と自由にすぎない — しかしこの自由は彼のばあいと同じ程度に私の自由の前提でもある —」³⁴⁾「貨幣制度は、事実上この自由と平等の制度の実現でしかありえない。……3 シリングで商品を買う労働者は、売り手に対しては、商品の同じ買い方をする国王と、同じ機能、同じ平等のなかにあるものとして — つまり3 シリングという形態で、現われる」³⁵⁾。

交換関係は交換者が相手を自己の目的を実現する手段に転化する。したがって、交換者は相手の個性に関心をもたない。交換相手も持っている商品にのみ関心をよせる。交換関係は、交換相手の個性を捨象する。没人格化する。交換関係は相互に没個性化するから古い身分関係も捨象する。国王も労働者も、貨幣所有者として対等＝平等である。3 シリングは、3 シリングで買うことができる商品を選択できる限りでの自由を

34) MEGA (1976a, p. 168-169), 訳マルクス (1981, p. 282)。

35) MEGA (1976a, p. 169-170), 訳マルクス (1981, p. 283)。

その所有者に与える。交換関係は相互手段化の関係である、といっても条件がある。非暴力的・自発的な契約を結ぶという条件である。それを犯す者は公的暴力装置が取り押さえる。原蓄国家の暴力装置は現存する資本主義国家に継承されている。

「個人Aが個人Bの商品にたいして欲望を感じることがあっても、彼はそれを力づくで自分のものにするのではない。AとBを逆にしたばあいも同様である。むしろ彼らは所有者として、すわなち、意志が自分たちの商品に貫徹する人格として (als Personen, deren Willen ihre Waren durchdringt), 相互に承認しあうのである。したがってさしあたりここに、人格 (Person) という法的契機、またそこに含まれるかぎりでの自由 (Freiheit) という法的契機が入っている。だれもが他人の所有物を力づくで自分のものとししない。だれでも所有物を自由意志で譲渡する」³⁶⁾。

マルクスが上の引用文で「意志が自分たちの商品に貫徹する人格として、相互に承認しあう」というとき、ヘーゲル『法＝権利の哲学』における、「§ 44 財産取得権」の規定「人格 (Person) はどの物件にも自己の意志を注入する (in jede Sache ihren Willen zu legen) 法権利をもつ」³⁷⁾を念頭においている。《所有するぞ》という意志が物を物件（すなわち商品）に転化するというのである。マルクスは、ヘーゲルの所有意志注入＝物件化論とともに、スミスの交換本能論も批判する。

「その〔分業という交換の〕前提は、決して個人の意志から生じるもの〔ヘーゲル〕でもなく、彼の直接的本性〔交換本能〕から生じるもの〔スミス〕でもないだけでなく、むしろ一つの歴史的なものであって、個人をもともと社会によって規定されたものとして措定

36) MEGA (1976a, p. 167), 訳マルクス (1981, p. 279)。

37) Hegel (1970, p. 106)。

している」³⁸⁾。

アダム・スミスは、自然（神）が人間に賦与した交換本能（『国富論』第1編第2章）・勤労本能（同8章）・蓄積本能（第2編第3章）が「自由の自然的体系」＝文明社会（＝資本主義）を実現するという。しかしマルクスからみれば、逆であって、それらは商品交換関係および賃労働＝資本関係が諸人格に内面化した経済的規定態にほかならない。「自由・平等」を実現する私的分業の拡大＝浸透は決して「個人の意志」や「天与の交換本能」ではなく、歴史的所産である。「自由と平等」を実現しようとする政治運動が市民革命であり、それを現実的に準備するものが原蓄国家である。原蓄国家構築のためのイデオロギーがヨーロッパ近代の政治的始動期である17世紀に現われる。このことをアントニオ・ネグリは指摘する。

「神学上のデカルト主義と政治学上のホッブズ主義は、カトリックと宗教改革の両方の弁明から直接に生まれてくる。このような哲学の傾向のもとで、伝統、すなわち神学の伝統と国家の存在理由の伝統を擁護するために適合する基礎となるのである」³⁹⁾。

ヘーゲルのいう物を物件に転化する意志はデカルトのcogito（『方法序説』1637年）から始まる。ホッブズの『リヴァイアサン』（1651年）の「戦争状態としての自然状態」＝人間本性論は、武装して国民の生命と財産を守る原蓄国家（commonwealth）を正当化するための弁証論である。元来、「自由」は絶対王政の支配に対抗する貴族の封建的領主特権に発する。市民革命を指導したブルジョアがその「自由」を継承して、君主権力を立憲的に制限する武器に使い、労働者に対しても活用する。例えば、労働者の団結は「契約の自由」に反するとして1791年に「ル・

38) MEGA (1976a, p. 171), 訳マルクス (1981, p. 286)。

39) Negri (1991, p. 132)。

シャプリエ法」を制定する。近代的自由主義は労働者の主張する民主主義に対抗する思想武器として発動したのである。ウッドは「自由主義をもって民主主義を代えることが反革命的構想—あるいは、少なくとも、すでに進行中の革命を抑えこみ、受容しうる限度の一步手前で革命を止める一つの手段—であった」⁴⁰⁾と記す。「所有財産の自由」はまず市民革命における左派（イギリスの平等派 [levelers], 日本の自由民権論者など）を切り落とす根拠になった。イギリスやフランスの第一次市民革命は、その切除を徹底するクロムウェルの独裁やナポレオンの独裁に継続する。

資本主義的生産様式を発展させるには、人為的に国家暴力装置＝原蓄国家で「高収益圏」を構築する。原蓄国家は、高収益を達成するために国民の人命と財産を守ると称しつつ、租税国家として財源＝納税を国民に要求する。資金と租税を効率的に投ずるに国境で囲む。資本の世界性は、資金と租税の投資効率を高めるために、当初は資本の国民性という形態をとる。原蓄国家は、始動した原蓄を加速する政策を実施し、不足する原蓄要素を国内市場のみか世界市場から追加する⁴¹⁾。マルクスは「分離し結合すること (chorismos, synthesis)」が近代の原理であるという観点に、すでにベルリン時代 (1840年前後) の立っていた⁴²⁾。その観点から、資本主義的生産様式の生成が「所有と労働との分離と結合」を基礎関係とすることに洞察している。近代的工場制度こそ、その分離＝結合を一気に加速する。その意味で機械制大工業が生まれる産業革命は、近代資本主義を再生産産業構造の総体性で実現する。その原蓄過程の最終段階で第二次エンクロージャーが随伴する。トクヴィルが1820年ごろにみた、パリに押し寄せてくる民衆も同じである。21世紀になって

40) ウッド (1999, p. 320)。

41) 望月 (1982) 参照。

42) 内田 (2007b) 参照。

内モンゴルから天津に出稼ぎにやってくる農民工も同じである。

〔5〕「自由・平等」および「所有・労働」批判としての領有法則転回論

マルクスが『要綱』でもっぱら「自由と平等」, 「所有と労働」を問題にするのは, 「友愛」を「歴史的な巨大な言葉」として讃えつつも, それが単なる空語に転じる事態を政治的次元で目撃してきたからである。歴史に記念すべき偉大な言葉を見かけだけのもの＝「仮象」に転回するのは政治的次元だけではない。より深部の現実的論理こそ, 解明すべき課題である。『要綱』の領有法則転回論は, その課題に応えるものである。マルクスはこの「貨幣章」の末尾で, 転回論の課題, いいかえれば「自由と平等」が「不自由と不平等」へと転回する事態を解明する課題を, つぎのように端的に指摘している。

「交換価値, また一層詳しくいえば, 貨幣制度は, 確かに平等と自由の制度であるが, この制度がさらに発展するにつれて, 自由と平等の前に妨害するように立ちはだかるものは, この制度に内在する妨害要因であり, やがて不平等と不自由として正体を現わす平等と自由の実現にほかならない」⁴³⁾。

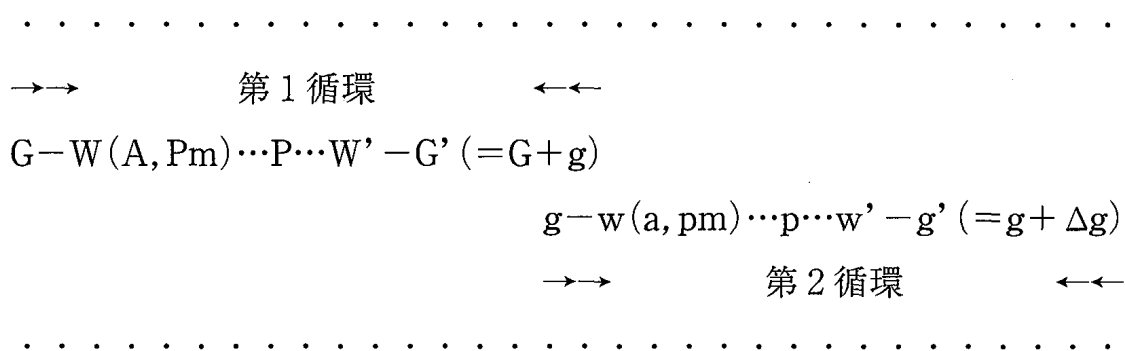
「自由と平等」が「不自由と不平等」に転回するからこそ, 「ブルジョア経済学者」・「ブルジョア民主主義者」は, 建前としての「自由と平等」を経済的に表現する単純な貨幣諸関係に遡及し諸問題をそこに還元し, そこを逃げ場として使う。

「単純につかまれた貨幣諸関係のなかでは, ブルジョア社会の内在的対立がすべて消し去られたように見え, またこの面からして, ブルジョア経済学者によって現存の経済的諸関係を弁護するための逃げ場とされる以上に……ブルジョア民主主義によって, この貨幣関

43) MEGA (1976a, p. 172), 訳マルクス (1981, p. 287)。

係がふたたび逃げ場に使われる」⁴⁴⁾。

『要綱』におけるこのような考察を継承して、マルクスは『資本論』第1部「第4章 貨幣の資本への転化」で「労働力の売買がその枠内で行われる流通または商品交換の部面は、実際、天賦人権の真の樂園であった。ここで支配しているのは、自由、平等、所有、およびベンサム (Freiheit, Gleichheit, Eigentum, und Bentham) だけである」⁴⁵⁾と記す。単純商品流通部面で「自由な労働、平等な交換、自己労働にもとづく所有、各人が自己利益のみを追求しても万事めでたし」という楽観が、さて、これからどうなるか、と問いかける。序曲の演奏が始まったばかりなのだ。『要綱』領有法則転回論は単純流通に逃げられないことを論証する。そのために、マルクスは、下記のフローチャートに図式化できる過程で領有法則転回論を論証する。



まず、資本の第1循環の始めに①「本源的・非剰余資本」、②「自己労働にもとづく交換法則」、③「等価物にもとづく領有法則」を前提にする。

注視すべき点は、つぎの点である。すわわち、第2循環の「始め」の貨幣と労働力の交換 $[g(a)-w(a)]$ は、資本家自身の自己労働ではなく、賃金労働者という他人（の剰余）労働（の一部）による、同じ他人

44) MEGA (1976a, p. 162), 訳マルクス (1981, p. 274)。

45) MEW, 23a (1962, p. 189), 訳マルクス (1983, p. 300)。

(の必要) 労働で再生産された労働力との交換である。したがって、②「自己労働にもとづく交換法則」は「他人（の剰余）労働にもとづく交換」という反対物に転回する。

さらに、第2循環の「終り」では、他人の剰余労働（の一部 g ）という不等価物によって、さらに他人の剰余労働という不等価物（ Δg ）を領有する。したがって、③「等価物にもとづく領有法則」は、「不等価物 [$g(a)$] による不等価物（ Δg ）の領有」という反対物に転回する。この二重の転回を媒介するのは、「[賃金労働者という]他人の剰余労働」である。それは労働と交換する資本の前提としての①「本源的・非剰余資本」とは反対物である。したがって、資本の第1循環の始めに①「本源的・非剰余資本」、②「自己労働にもとづく交換法則」、③「等価物にもとづく領有法則」を前提にしても、第二循環の「始め」で②「自己労働にもとづく交換法則」が、その「終わり」では③「等価物にもとづく領有法則」がそれぞれ、反対物に転回する。

すでにみたように、平等の経済的形態が等価物の交換であった。それが「他人の剰余労働」という不等価物を生み出し、その不等価物がさらに不等価物を生み出すことになる。自由な契約主体としてあらわれた労働者は、いずれかの資本家に雇用されなければ生存できないし、そのため剰余労働を搾取されつづける不自由な（賃金）労働者である。共に平等であるかのようにみえた交換者は、富者と貧者の不平等な関係に分解する。平等は不平等を生み出し、生み出された不平等はさらに不平等をもたらし。交換関係では、自由は所有する貨幣の量が決める。貨幣量が減っていく者の自由は狭まる。不自由になる。交換関係を前提とする自由と平等は不自由と不平等に転回する。その転回をもたらし要因は「他人の剰余労働」の領有である。それは「所有と労働の分離」が可能にする。「他人の剰余労働」を領有しようとする者＝人格の意志について、彼はつぎのように記す。

「所有の、すなわち物象的な労働諸条件の、生きた労働能力からの絶対的な分割 (*Scheidung*)、分離 (*Trennung*) —すなわち労働諸条件は生きた労働能力には疎遠な所有として、別の法的人格の存在として、その人格の意志の絶対的領域として相対する」⁴⁶⁾。

「所有と労働との分離」は本源的蓄積が生み出す資本主義的生産様式的前提条件である。その「分離」は、資本と労働との交換で「結合」される。資本の第一循環の終わりで、「分離」は再生産され、資本の第二循環の始めで「結合」され、その終わりで再び「分離」が再生産される。このような「分離＝結合」の再生産を機軸にして資本主義は持続する。

「所有の労働からの分離 (*Trennung des Eigentums von der Arbeit*) は、資本と労働とのこの交換の必然的な法則として現われる」⁴⁷⁾。

上記の「所有の労働からの分離」には、1848年のフランス共和政憲法は「所有と労働」を市民社会構成の「根底」とするというのが、本源的には労働する者がその成果を所有していたのであり、その「本源的共存体 (*Gemeinwesen*)」が解体して、結局、資本主義的な「所有と労働との分離」が生成したのだ、という意味が含まれている。資本主義では、所有と労働は分離し、アリストテレス用語でいえば、「交換上の正義」も「分配上の正義」も維持できない。資本と労働との交換を媒介にして「他人の剰余労働」を合法的に領有することができるからである。その領有は「労働上の不正義」を生み出す。「労働上の不正義」こそ、「交換上の正義」と「分配上の正義」を反対物に転回する要因である。表面では「自由・平等」、裏面では「不自由・不平等」というこの事態をマルクスは「仮象」とよぶ。

「法的に所有権として表現され本源的な取引として現れていた等価

46) MEGA (1976b, p. 361), 訳マルクス (1993, p. 90)。

47) MEGA (1976a, p. 216), 訳マルクス (1981, p. 353)。

物の交換は……ただ単に仮象へと (nur zum Schein) 取って変わ
 るということをやったのけたのである。……したがって交換関係は、
 全く無くなってしまう。すなわち、全くの仮象 (*bloser Schein*) で
 ある」⁴⁸⁾。

マルクス領有法則転回論における仮象論は、ヘーゲル『法＝権利の哲学』不法論 (Unrecht) に対する批判を含んでいる。ヘーゲルは、見かけは合法的な取引であるが、内実は取引相手を騙す行為を詐欺と規定し、詐欺に仮象 (Schein) という用語をあてた。いや、合法的でありながら、かつ非合法的であるような取引が資本主義では可能である、そののみか、まさに日常の行為となっていることを解明してみせる。これが転回論の課題である。ヘーゲルが問題にするような、陰でこっそり行う不法行為 (詐欺) ではなくて、正々堂々たる近代市民法にもとづく合法行為であっても、論理的に不法行為に転回する。しかし、その不法行為は合法行為であるとも主張できる。このような矛盾を資本主義的生産様式は内蔵している。

ヘーゲルは、詐欺は外見上合法的行為と見える行為であり、実質的には不法行為 (Unrecht) であり仮象 (Schein) である、と主張する。これに対して、マルクスは、自由と平等が反対物に転回することなど不可能であると主張する論敵の諸前提 (①「本源的・非剰余資本」・②「自己労働にもとづく交換 (交換法則)」・③「等価交換にもとづく領有 (領有法則)」) を受け入れ、それを前提しても、論敵の主張は成立しないという論法で、ヘーゲルの正義論を批判するのである。流通部面では正義 (Recht, justice) が貫徹するように見える。しかし、生産過程を媒介してみれば、資本家は第二循環の始めでは、剰余価値という他人労働で他人労働 (力) と交換し、第二循環の終わりでは、不等価物でもってさ

48) MEGA (1976b, p. 367), 訳マルクス (1993, p. 97)。

らに不等価値物を取得する。したがって、「自己労働にもとづく交換」および「等価交換にもとづく領有」は反対物に転回する。「正義」は「不正義 (Unrecht, injustice)」となる。見掛けは正義、正体は「不正義」＝「盗み (プルードン)」となる。

しかし、マルクスが仕掛けた論法にはさらに奥がある。第一循環の始めという資本家の観点からみると、資本家は等価交換が正義の基礎であるというブルジョア的正義にもとづいて、労働力を取得する。一般的に、等価交換で取得した商品の使用価値を消費する権利はその取得者にあるから、資本家が労働力商品の使用価値を消費して (労働させて)、その結果、労働力の価値以上の剰余価値を取得するとしても、それは、等価交換という正義にもとづく果実である。剰余価値の取得は「正義」になっている。したがって、第二循環の「始め」で、その剰余価値によってそれと等価な物 (上記のフローチャートの労働力商品 [a]) を交換しても、さらに第二循環の「終わり」で、その交換で剰余価値によってさらに剰余価値 [Δg] を領有しても、それらの行為は、それぞれ交換法則と領有法則にもとづいている。したがって「正義」に叶っている。

ところが、第一循環の「終り」＝資本の生産過程の結果という賃労働者の観点からみると、価値生産物 ($V+M$) と、最初の流通部面での資本家と賃金労働者との等価交換 (V) とを比較すると「不等価交換」となり、「不正義」である。第二循環の「終わり」でも、自己労働ではなくて他人 (の剰余) 労働によってさらに他人 (の剰余) 労働を領有することになる。これも「不正義」である。このように、資本家および賃労働者が共に依拠するブルジョア的正義を前提にすると、まさにそのブルジョア的正義は「正義でもあり、かつ不正義でもある」という事態に導かれる。「正義と不正義との同時成立」、これは論理的に、カントのいう「アンチノミー」に相当する。カントのアンチノミーとは、①世界は有限か、それとも無限か、②世界は部分から成るか、それとも最初に全体

が存在するのか、③世界の現象はすべて自由か、それとも決定されているか、④世界には必然的原因（神）が存在するか、それともそれは存在しないか、という理性が陥る判断停止状態をいい、カントはそれを「仮象（Schein）」と名づけた。それを念頭にマルクスは、ブルジョア的な理性はそれが依拠する「交換法則と領有法則」が「仮象（Schein）」に陥る、と主張する。交換法則は第二循環の「始め」で、領有法則は第二循環の「終わり」で、それぞれ貫徹し、かつ貫徹しない。両方の法則は「真」でありかつ「偽」である。マルクス領有転回論は、資本主義的現象のもとでは、カントのいう「先験的理念の第三の矛盾」の定立「……世界の現象を説明するためにはなお自由による原因性を想定することが必要である」および反定立「自由というものはなく、世界における一切はもっぱら自然法則に従って生起する」とのアンチノミー⁴⁹⁾が成立すること＝仮象を論証するものである。資本主義では「自由な労働」と「不自由な労働」とが同時に成立するのである。

マルクス転回論のアンチノミー＝仮象問題は、彼のアリストテレス『デ・アニマ』研究（1840年）に淵源する。彼はベルリン時代にアリストテレスの『デ・アニマ』のノートを取り、ときどき評注をくわえている。なかでもアリストテレスの真偽論について詳しいコメントをおこなっている。彼はそこでアリストテレスにしたがって、本性上結合すべきものが結合された命題が真理の命題であり、結合すべき必然性が無いものの間の結合を虚偽の命題であると規定した。では、虚偽はなにが生みだすのか。マルクスは、アリストテレスのいうnousに注目し、それを「理性（Vernunft）」と訳す。マルクスは理性を「本質的な存在に関する理性」と「反省的な（reflexive）理性」に分ける。前者は存在とは何かを問い本質的な概念規定をおこなう、「真理」と関連する理性であ

49) Kant (1968b, p. 426-433), 篠田訳 (1961b, p. 125-155)。

る。後者は「精神的なもの・理念的なもの」をあたかも理性自身に固有なものであるかのようにふるまい、自由に恣意的にどんなものでも結合する、「虚偽」の理性である⁵⁰⁾。ヘーゲル哲学の主体はこの反省的理性である。ヘーゲルは、思惟することがすべての存在を生成させる、と主張する。『法＝権利の哲学』でも《この物は自己の所有物であると思惟すると、それは物件になる》という。この思弁的理性が主体である。反省的理性は、自由に・恣意的に或るものと他のものとを結合する。恣意的な結合から虚偽が生まれる。

マルクスの真偽論からする反省的理性論から商品の交換関係をみると、こうである。商品所有者が取引に出したものは、なにであっても、それが欲しい需要があれば、どんな物とでも交換関係で結合される。それは自由な＝恣意的な結合にほかならない。その結合を思弁的に担うのが「ブルジョア的理性」である。ブルジョア的理性の思弁的なふるまいを商品交換で問題にするのが価値形態論である⁵¹⁾。「商品₁＝商品_{2 3 4...}」という価値方程式を成立させている商品所有者の主観がこの思弁的理性である。主観的に価値として思弁された事柄が物の形に転態＝物象化したものが貨幣である。マルクスはこの物象化論の端緒をすでに1840年の『デ・アニマ』研究でつかんでいる⁵²⁾。貨幣はいかなるものでも他のものに転態する媒介者である。『経済学・哲学草稿』『ミル評注』『要綱』にその貨幣規定が記され、一貫してマルクスのアリストテレス真偽論研究が生かされている。『要綱』における主要課題は、「貨幣章」では、万物それぞれをいかなるものと間でも結合する貨幣（商品₁—貨幣—商品_{2 3 4...}）がいかにして生成するかを論証することであり、「資本章」では、そのような貨幣が他人労働を媒介にして、その結合関係を拡大＝再

50) 内田 (2007b, p. 26) 参照。

51) 内田 (2007a) 参照。

52) 内田 (2007b, p. 29)。

生産する事態を解明することにある。なかでも、「労働力という商品」がまさに貨幣が生成する場＝交換関係の前提であり結果でもあるはずの「等価交換＝平等」と「多様な商品の選択肢＝自由」を反対物に転回することを論証することにある。使用価値の消費が価値を増加させる（可能性をもつ）労働力商品の領有こそ、このアンチノミー＝仮象を成立させる要因である。その意味で、そもそも資本主義では「労働の正義 (justice in labour)」は成立可能か、「労働と所有の同一性」は成立可能かという問題をマルクスは提起しているのである。この問題提起は、マルクスによるアリストテレスの真偽論の『経済学批判要綱』領有法則転回論＝仮象論への継承によって基礎づけられている。

マルクスは『経済学批判要綱』でフランス第二次市民革命の原理「自由と平等」をその根底である「所有と労働」に関連づけて、自由な労働が不自由な労働に、経済的な平等が経済的な不平等にそれぞれ転回し、ブルジョア的所有が他人労働の蓄積物であることを論証した。さらに、ブルジョア的理性の立場にたっても、正義と不正義との、真と偽との同時成立というアンチノミー＝仮象が成立することを論証した。本稿の「[3] 民主主義および普通選挙制の両義性」でみたように、フランス産業革命＝第二次市民革命がもたらした民主主義には両義性がある。その両義性の深部には、領有法則転回論が開示する経済学的なアンチノミー＝仮象がひかえている。しかし、固定資本の発展にともない、それに体化した「一般的知性」が顕現する過程で直接生産者が政治的ヘゲモニーを握る可能性が開られてくることを『要綱』は示唆している⁵³⁾。

参考文献

有江大介（1990）『労働と正義』創風社，417頁。

53) 内田（1982, p. 343ff.）参照。

- Arie, Daisuke (2004) Marx and Distributive justice, in Uchida, Hiroshi (ed.) (2004) *Marx for the 21st Century*, Routledge, 12p.
- グラムシ, アントニオ (1964) 「カエサル主義」『現代の君主』石堂清倫・前野良編訳, 青木書店, 7頁。
- 服部春彦 (1968) 『フランス産業革命論』未来社, 407頁+xx頁 (索引・文献目録)。
- Hegel, G.W.F. (1970) *Rechtsphilosophie*, Suhrkamp Verlag, 531p.
- ヘーゲル (1991) 『法権利の哲学 あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ』三浦和男訳, 未知社, 610頁。
- ヒル, クリストファー (2003) 『オリバー・クロムウェルとイギリス革命』清水雅夫訳, 東北大学出版会, 473頁。
- 平田清明 (1969) 『市民社会と社会主義』岩波書店, 345頁+索引3頁。
- 平田清明 (1971) 『経済学と歴史認識』岩波書店, 574頁+索引5頁。
- 平田清明 (1996) 『市民社会思想の古典と現代』八木紀一郎・大町慎浩編, 有斐閣, 333頁+索引6頁。
- 平田清明 (2007) 『平田清明 市民社会を生きる』篠田武司・斉藤日出治・浅野清・安孫子誠男・佐々木政憲編, 晃洋書房, 284頁+索引4頁。
- 福井憲彦・編 (2001) 『フランス史』山川出版, 450頁+付録85頁。
- Kant, Immanuel (1968) *Kritik der reinen Vernunft, I, II*, Suhrkamp Verlag, 314p+398p.
- カント (1961a, b, 1962) 『純粋理性批判』篠田英雄訳, 岩波文庫, (上) 371頁+ (中) 357頁+ (下) 244頁+事項索引187頁。
- 河野健二 (1966) 『フランス革命と明治維新』NHKブックス, 209頁。
- 河野健二 (1987) 『フランス革命200年』朝日新聞社, 222頁。
- 河野健二 (1991) 『フランス革命の思想と行動』岩波書店, 446頁。
- Marx/Engels Werke (MEW) (1962), *Das Kapital, Erster Band*, Dietz Verlag, Berlin, 955p.
- マルクス (1983) 『資本論』資本論翻訳委員会訳, 新日本出版社, 543頁。
- Marx (1976a, 1976b) *Ökonomische Manuskripte 1857–58; in Karl Marx/Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA), Zweite Abteilung “Das Kapital” und Vorarbeitung*, Band 1 und 2, Dietz Verlag Berlin, 309p+438p. 引用は MEGA (1976a, p. 245). のように略記する。他のMEGAからの引用も同じ。
- マルクス (1981, 1993) 『《資本論》草稿集 (1857–58年の経済学草稿) (I, II)』資本論草稿翻訳委員会訳, 大月書店, (I) 526頁+ (II) 819頁+付録109頁。
- Marx (1977) *Die Klassenkämpfe in Frankreich 1848 bis 1850*, in MEGA, Erste Abteilung,

- Band 10, Dietz Verlag Berlin, 78p.
- マルクス (1961) 「フランスにおける階級闘争」 中原稔生訳『マルクス・エンゲルス全集』第7巻, 大月書店, 95頁。
- Marx (1985) Der 18. Brumaire des Louis Bonaparte, *MEGA*, Erste Abteilung, Band 11, Dietz Verlag Berlin, 94p.
- マルクス (1962) 「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」 村田陽一訳, 『マルクス・エンゲルス全集』第8巻, 大月書店, 100頁。
- 望月清司 (1982) 「本原的蓄積論の視野と視座—『資本論』原蓄章を読む—」『思想』695号, 17頁。
- 中村義孝編訳 (2003) 『フランス憲法史集成』法律文化社, 240頁。
- Negri, Antonio (1991), *The Savage Anomaly: The Power of Spinoza's Metaphysics and Politics*, University of Minnesota Press, 277p.
- 西川長夫 (1977) 「ボナパルティズムの原理と形態」 河野健二編『フランス・ブルジョア社会の成立』岩波書店, 35頁。
- 小田中直樹 (1995) 『フランス近代社会 1814～1852: 秩序と統治』木鐸社, 446頁+xxii頁 (英文要旨・索引・文献リスト)。
- 岡本 明 (1992) 『ナポレオン体制への道』ミネルヴァ書房, 355頁+41頁 (索引・文献目録・仏文要旨)。
- ロシター, クリントン (2006) 『立憲独裁—現代民主主義諸国における危機政府—』庄子圭吾訳, 未知社, 502頁, 499頁+索引11頁。
- 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編 (1957) 『人権宣言集』岩波文庫, 408頁+索引16頁。
- 高峯一愚 (1979) 『カント純粹理性批判入門』論創社, 499頁+索引11頁。
- 高村忠成 (2008) 『ナポレオン入門』レグルス文庫262, 第三文明社, 204頁。
- 玉川寛治 (1999) 『《資本論》と産業革命の時代』新日本出版社, 190頁。
- トクヴィル (1988) 『フランス二月革命の日々』喜安朗訳, 岩波文庫, 546頁。
- 内田 弘 (1982) 『経済学批判要綱の研究』新評論社, 368頁。
- 内田 弘 (2000a) 「スピノザの大衆像とマルクス」『専修経済学論集』第34巻, 第3号, 30頁。
- 内田 弘 (2000b) 「世界資本主義と市民社会の歴史理論」専修大学社会科学研究所編『グローバリズムと日本』専修大学出版局, 31頁。
- 内田 弘 (2001) 「平田市民社会論と地主国家資本主義」『アソシエ』第6号。御茶の水書房, 18頁。

- 内田 弘 (2007) 「マルクスのアリストテレス『デ・アニマ』研究の問題像」『季刊 唯物論研究』第102号, 12頁。
- 内田 弘 (2008) 「市民社会の三段階発展論」NPO現代の理論・社会フォーラム, 2008. 7, Vol. 2, 18頁。
- ウッド, エレン・メイクシンス (1999) 『民主主義 対 資本主義』石堂清倫監訳, 森川辰文訳, 論創社, 452頁。(以上)

(2008年 8 月25日受理)